

## 反論書

令和元（2019）年11月8日

名古屋市長 河村 たかし 殿

愛知県知事 大村 秀章

貴職の令和元年11月1日付けの回答書に対し、下記のとおり反論します。

### 記

#### 1 第1項：「事実関係」について

- (1) 貴職は、「「愛国倶楽部と称する団体」等を知らないし、(略)そのような団体構成員と「一緒に」行動をとった、という認識など全くない」と主張されますが、10月25日の反論書で述べさせていただいたとおり、貴職が認識されていたかどうにかかわらず、貴職が愛知芸術文化センターの敷地内で、座り込んで、大声で演説を行い、上記団体等と一緒に、私を誹謗するシュプレヒコールを行われたことは、数々の写真やWeb上の動画で確認できる紛れもない事実です。県職員も確認しております。
- (2) また、「愛知県の管理担当職員が、私の街宣行動に対し、制止行動や注意警告もせず、これを容認する態度をとっていた」と主張されますが、本県の管理担当職員は、10月8日が「表現の不自由展・その後」の再開日であり、大きな混乱を防ぐことを最優先に、10月25日付け反論書の1(4)のような行動をとったものであり、決して貴職の行動を容認する態度をとっていたものではありません。

#### 2 第2項：「合法的な街宣活動」について

貴職は、愛知芸術文化センター栄施設管理規程2条に規定する「上記以外の県管理施設」について、同規程3条及び8条を引用し、「同規程が規制する「施設」とは、「建物(内)」を想定しており、同規程2条の「上記以外の県管理施設」とは、愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センターであると主張されますが、愛知芸術文化センター(栄施設)敷地内のペDESTリアンデッキも「美術館以外の県管理施設」の一部に該当するものです。

#### 3 第3項：「内容虚偽の事実」について

大浦信行氏の作品につきましては、11月5日付けで回答いたしました9月20日付け貴職からの公開質問状への回答で、私の見解を述べておりますので、ご参照ください。

以上、貴職の行為は、誹謗中傷のヘイトまがいのスピーチを、県の施設で勝手に行ったものであり、到底許されるものではありません。貴職に猛省を促すとともに、改めて謝罪を要求します。